

施行日前後における適合性判定の取扱い

H29. 4. 1

対象外	①確認申請及び旧省エネ法による届出 (以下、「省エネ届出」という。)が H29. 3. 31以前	適合義務対象外(法附則第2条第1項) ※施行後に基準法の計画変更を行った場合においても対象外 ※4月22日以降に着工する場合も含め、3月31日までに省エネ届出を 提出しなければならない	
		工事着手 工事着手 (4月22日以降)	
	②省エネ届出がH29. 3. 31以前、 確認申請がH29. 4. 1以降	適合義務対象外(法附則第7条) ※施行後に省エネ措置に係る計画変更を行った場合においても対象外	
		確認申請 工事着手	
適合義務 対象		③確認申請がH29. 4. 1以降 適合義務化、判定義務(法附則第2条第1項)	
			確認申請 工事着手